

## 「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」の進捗状況

平成 23 年 12 月 21 日  
内閣官房 国家戦略室

### 1. 総論

エネルギー・環境会議は、平成 23 年 11 月 1 日に「エネルギー需給安定行動計画」を決定し、その別添として、「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」（以下、「アクションプラン」。）を取りまとめた。アクションプランは、26 項目の重点課題については、年末に各省からエネルギー・環境会議に進捗状況を報告し、年度末には検討結果の報告を行うことを求めている。

エネルギー・環境会議事務局（国家戦略室）が、各省に対して、重点課題となっている規制・制度改革項目に関する検討状況やスケジュール等についてフォローアップを行った。以降にその概略を示す。

26 項目の重点課題のうち、現時点で、既に措置済み又は結論を得たものが 4 項目ある。残りの 22 項目についても、審議会等の公の場での検討や関係省庁による検討が進んでいる。これらはいずれも原則として 23 年度中に結論を得ることとなっているが、年度末の検討結果の報告に向けて、来夏の電力需給安定化に資するよう、各省による検討の更なる加速化を要請する。

### 2. 重点別の検討状況

#### （1）第一の重点 ～電力システムの改革（9 項目）

電力システム関連の 9 項目については、現時点で 2 項目が措置済みとなっている。具体的には、電力会社への売電分を自社の節電分にカウントすることによって自家発余剰電力を有効活用する仕組み（重点番号 3）や、卸・IPP の発電余力による電気を卸供給契約とは別途売電することによって活用する仕組み（重点番号 9）について指針等が公表された。

その他の 7 項目についても、多くの項目で改革の具体的内容や方向性が概ね固まりつつある。今後、例えば、インバランス料金の引き下げの対象となる期間や引き下げ額（重点番号 2）、風力連系可能量の拡大の量（重点番号 4）、スマートメーターの早期普及を担保する仕組み（重点番号 7）などについて、具体的な内容の検討を年度末までに速やかに行うよう各省に要請する。

なお、電力システムの改革に関しては、アクションプランに取り上げた項目にとどまるものではない。エネルギー環境会議が本年7月に示した「中間的な整理」の考え方を踏まえ、発送電分離や原子力事業の在り方も含めた抜本的な電力改革については、今後更なる検討を進めていく。

## (2) 第二の重点 ～再生可能エネルギーの導入加速（9項目）

再生可能エネルギー関連の9項目のうち、メガソーラーに係る工場立地法上の取扱いの見直し(重点番号11)については、太陽光発電に関する生産施設面積を75%まで緩和することを決定している。また、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を促進するため、次期通常国会に向けて、農地法や森林法等の手続きを簡素化する等の措置を講じる法案の具体的な検討が行われている(重点番号16)。

その他の7項目についても、多くの項目で改革の具体的な内容や方向性が概ね固まりつつある。今後、例えば、地熱発電に関する自然公園の区分や開発段階毎の許可要件の明確化(重点番号14)、国有林野における許可要件・基準の見直し(重点番号17)の内容など、具体的な内容の検討を年度末までに速やかに行うよう各省に要請する。自然公園における風力発電の審査に関する技術ガイドライン(重点番号12)については、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しの要否と見直す場合の内容について、23年度中に検討を行うことを要請する。

## (3) 第三の重点 ～省エネルギーの推進（8項目）

省エネルギー関連の8項目のうち、消防法上のリチウムイオン電池の取扱い規制の見直し(重点番号21)については、防火上必要な安全対策について検討会での結論を得ており、関連法令の改正に着手している。また、省エネ法における電力ピーク対策の積極評価(重点番号19)については次期通常国会での省エネ法の改正等の具体的な対応を含め検討が行われており、また、需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力(重点番号20)についても、法的対応等について、幅広く検討が行われている。

その他の5項目についても、多くの項目で改革の具体的な内容や方向性が概ね固まりつつある。今後、例えば、住宅・建築物関連(重点番号23、24、25)については、省エネ基準の見直しや省エネ性能を評価するラベリング制度について検討を行い、また2020年の省エネ基準の段階的義務化に向けた具体的な工程(義務化の対象、時期、水準)を次期通常国会における省エネ法改正にあわせて明確化するよう各省に要請する。

### 3. 今後の進め方

エネルギー・環境会議は、アクションプランに基づき、年度末には最終的な報告を取りまとめるよう要請する。措置済みとされた事項以外については、今後とも必要に応じて、国家戦略室から各省に対して進捗状況の確認を行うとともに、各省に対しては、年度末の報告に向けた検討の加速化を求める。

	番号	項目名	関係省庁	検討状況	政府による今後の具体的な対応(予定)	ポイント
電力システム	1	自家発補給契約の見直し	経済産業省	②省内で検討中	自家発補給契約(電源不調時等のバックアップのための売電契約)のみを異なる電気事業者と締結することを可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向で、ルールを見直し、ガイドライン等で手続き等を明記することについて、23年度中に結論を得る。また、電気事業者等に対してガイドライン等に従った適切な対応を促す。	・自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向での自家発補給契約のルール及びガイドラインの策定(23年度中)
	2	インバランス料金の引下げ	経済産業省	②省内で検討中	夜間等における特定規模電気事業者(PPS)の託送にかかる同時同量ルールに基づくインバランス料金を大幅に引き下げる方向で、客観的なデータに基づき検討を行い具体的な考え方について23年度中に結論を得る。その後、速やかに「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」(省令)を改正し、一般電気事業者による約款の改定を促す。	・インバランス料金を大幅に引き下げる方向での省令改正(23年度中に結論を得て速やかに措置)
	3	自家発余剰電力の有効活用	経済産業省	⑤措置済み	数値目標付きの節電要請を受けた需要家が、自社や子会社等が所有する別の需要地にある自家発により発電した電気を電気事業者に売電する場合において、当該売電分を節電目標達成のための節電分にカウントできるよう、本年11月16日に指針を取りまとめたところであり、今冬の電力需給対策としても活用する。	—
	4	送電における広域的運用の実施	経済産業省	②省内で検討中	東日本地域等において、風力発電の連系可能量を拡大する方向で電力会社の取り組みを促し、23年度中に連系可能容量の拡大量を検討し、その結果を公表する。送電における更なる広域運用の実施については、電力システム全般の在り方に関する「電力システム改革専門委員会」等において検討する。	・風力発電の連系可能量の拡大の量の検討を行い、その結果を公表する(23年度中)
	5	再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備	経済産業省	②省内で検討中	23年度中に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る省令案の作成及び送配電等業務支援機関ルールの改定を行い、早急に整備を行う。	再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールの策定
	6	柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネの誘因強化	経済産業省	②省内で検討中	電力需給動向の変化を踏まえて、需要家による主体的なピークカットや省エネを促進するため、柔軟な料金メニューの設定を電力会社に促しているところ。今冬の需給対策としては、一般電気事業者4社が新規料金メニューを設定。	・ピークカットや省エネを促進する新料金メニューの更なる拡充。
	7	スマートメーター導入加速化のための制度的枠組み	経済産業省	③公の場で検討開始	スマートメーターの導入を加速するための導入ロードマップを策定するとともに、早期普及を制度的に担保する仕組みについて検討を行い、23年度中に結論を得る。また、スマートメーター導入に資する形で、計量法に基づく検定手数料を引き下げる方向で見直しを行い、23年度中に結論を得る。	・スマートメーターの早期普及を制度的に担保する仕組みの検討・構築 ・計量法に基づく検定手数料の引き下げ
	8	スマートメーターのインターフェース標準化	経済産業省	③公の場で検討開始	事業者等が参加するスマートメータータスクフォースにおいて検討を行い、23年度中に結論を得て、スマートメーターとHEMS(住宅のエネルギー管理システム)との情報連携に必要なインターフェースの標準化やデータフォーマットの統一を行う。	・スマートメーターとHEMSの情報連携に必要なインターフェースの標準やデータフォーマットの決定(23年度中に結論を得て速やかに措置)
	9	卸・IPPの発電余力の活用	経済産業省	⑤措置済み	卸電気事業者及び卸供給事業者等(IPP等)の発電余力を活用するために、電気事業法第22条(卸供給の供給条件)の解釈を見直し、一般電気事業者等との卸供給契約とは別途、発電した電力の売買が可能であることを明確化し、発電余力活用の契約に関する具体的な指針を本年11月24日に公表した。	—

再生可能エネルギー	10	電気事業法上の保安規制の見直し	経済産業省	③公の場で検討開始	<p>技術的な検討結果を踏まえ、大規模な太陽光発電施設に求められる工事計画届出及び使用前安全管理検査が不要となる範囲を500kWまでから2000kWまでに緩和することを検討する。</p> <p>使用前安全管理検査における負荷遮断試験等の試験方法の合理化については、太陽光発電の特性を踏まえ、24年度中早期に結論を得て、速やかに必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画届出等が不要となる太陽光発電施設の範囲を2000kWまで拡大(23年度中)</li> <li>・太陽光発電の特性を踏まえた使用前安全管理検査の試験方法の合理化(24年度中早期に結論を得て速やかに措置)</li> </ul>
	11	工場立地法上の取扱いの見直し	経済産業省	④結論公表	<p>メガソーラー(1000kW以上の大規模太陽光発電施設)の立地制約として指摘される工場立地法上の生産施設面積について、産業構造審議会工場立地法検討小委員会において、生産施設面積率を50%以下から75%以下に緩和することが決定されたことを受けて、23年度中に告示の改正を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電施設に関する生産施設面積を75%以下まで緩和する決定に従った告示改正(23年度中)</li> </ul>
	12	自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討	環境省	②省内で検討中	<p>自然公園における風力発電施設の審査に関する技術ガイドラインについて、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うことを23年度中に検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しの要否と内容の検討(23年度中)</li> </ul>
	13	洋上風力発電に関する制度環境の整備	総合海洋政策本部、 経済産業省、 国土交通省 その他関係省庁	③公の場で検討開始	<p>洋上風力発電に係る大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みについて、24年春頃に方針を決定し、必要な措置を講ずる。</p> <p>洋上風力発電施設への電気事業法の適用の在り方について整理・検討を23年度中に開始する。</p> <p>浮体式洋上風力発電施設への船舶安全法、建築基準法等諸規制の適用の在り方や、安全ガイドラインの策定に向けて検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合実証海域の整備等の仕組みの方針決定等</li> </ul>
	14	自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等(地熱発電)	環境省	③公の場で検討開始	<p>自然公園内における地熱発電の規制について、地熱発電施設を当分の間6カ所に限定するという通知を廃止し、傾斜掘削による地下開発については許可できる旨を新たに通知するとともに、自然公園の区分や開発段階毎に許可が可能となる要件等を明確化する。23年度中に結論を得た後、速やかに措置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地熱開発を6カ所の自然公園に限定する通知の廃止。</li> <li>・傾斜掘削による地下開発の許可に関する通知の発出。</li> <li>・自然公園の区分や開発段階毎の許可要件の明確化。(以上、23年度中)</li> </ul>
	15	温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定	環境省	③公の場で検討開始	<p>地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、地熱発電を推進するために、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を示したガイドラインを23年度中に策定、公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉における掘削許可の判断基準の考え方を示したガイドラインの策定・公表(23年度中)</li> </ul>
	16	農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化	農林水産省	②省内で検討中	<p>農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進に関する国の基本的な方針等に沿って再生可能エネルギー発電設備を導入する場合において、市町村が農林地の集団的な所有権移転等を促進するための計画を定めるとともに、農地法や森林法等の特例措置を講ずる等を含めた内容とする法案につき、次期通常国会への提出を目指して検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村の再エネ促進に係る新法の次期通常国会提出</li> </ul>
	17	国有林野における許可要件・基準の見直し	農林水産省、 財務省	②省内で検討中	<p>再生可能エネルギー発電事業等に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合の扱いについて明確化するよう、関係省庁において検討を行い、23年度中に結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電事業等に国有林野を使用させる場合の扱いの明確化(23年度中)</li> </ul>
18	地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置づけ強化	環境省	②省内で検討中	<p>地方公共団体が主導した再生可能エネルギー等の導入促進のため、地球温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画における導入目標の設定の在り方や条例との連携等について23年度中に検討し、検討結果を踏まえ、地方公共団体実行計画の策定マニュアルを24年度中を目途に改訂する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定マニュアルの改訂</li> </ul>	

省エネルギー	19	省エネ法における電力ピーク対策の積極評価	経済産業省	③公の場で検討開始	工場等のエネルギー対策において、エネルギー使用量の原単位改善に加え、太陽光やコジェネレーション、自家発、蓄電池等による電力ピークの平準化を総合的に評価することによってピーク時の電力需要抑制を促すため、次期通常国会に省エネ法の改正案の提出を検討する。	・ピーク時の電力需要の抑制を促す省エネ法改正案の次期通常国会提出
	20	需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力	経済産業省	③公の場で検討開始	需要側における省エネ・ピーク対策を円滑に進めるため、電気事業者による需要カーブの情報提供やスマートメーターの早期導入等の措置の在り方について、法的対応を含め幅広く検討する。	・法的対応も含めた電気事業者等による電力ピーク対策を促す措置の導入
	21	リチウムイオン電池の取扱い規制の見直し	総務省	④結論公表	「リチウムイオン電池に係る危険部施設の安全対策の在り方に関する検討会」において、リチウムイオン電池を大量に貯蔵又は取り扱う施設の防火上必要な安全対策について、12月5日に結論を得ており、関係法令の改正に着手する。	・検討会での結論を踏まえた消防法令の改正
	22	リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁	総務省	②省内で検討中	リチウムイオン電池を消防法上の非常用電源の蓄電池設備として活用できるよう、関係機関と調整の上、平成23年度中に消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正する。	・リチウムイオン電池を消防法上の非常用電源として活用するための告示改正(23年度中)
	23	住宅・建築物の省エネ基準の見直し	国土交通省、経済産業省	②省内で検討中	住宅・建築物の省エネ基準について、建築物については24年度中に強化・見直し、住宅については24年度以降できる限り早期に見直しを行う。また、基準については、外壁や窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の効率化、太陽光発電等の創エネについても総合的に評価するものとする。	・建築物の省エネ基準の強化・見直し(24年度中) ・住宅の省エネ基準の見直し(24年度以降できる限り早期)
	24	住宅・建築物のラベリング制度の充実	国土交通省、経済産業省	②省内で検討中	次期通常国会における低炭素まちづくり促進法案(仮称)(新法)によって、住宅・建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図り、「見える化」を促進する。	・新法による住宅建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の導入(次期通常国会)
	25	住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化	国土交通省、経済産業省	②省内で検討中	2020年までに全ての新築住宅・建築物について、段階的に省エネ基準義務化を実現するため、2020年までの具体的な工程(義務化の対象、時期、水準)を明確にする。また、義務基準よりも高い誘導基準を設定し、当該基準に適合する住宅等に優遇措置を認める認定制度やラベリング制度を検討する。(23年度中)	・2020年までに住宅・建築物の省エネ基準を段階的に義務化するために、省エネ法改正にあわせた具体的な工程の明確化
	26	熱エネルギーの活用のための制度整備	国土交通省、経済産業省	③公の場で検討開始	熱エネルギーの有効利用を進めるため、河川水の熱利用のための水利使用許可の審査方法に関する通達改正の検討や、下水熱の利用に係る標準下水道条例の改正及びガイドラインの策定を23年度中に行うとともに、地区・街区レベルにおける熱利用を推進する枠組みについて検討を進める。	・河川熱や下水熱の活用するための関連制度の整備(23年度中)

「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」の  
進捗状況（各省提出個票）

平成 23 年 12 月 21 日

項目名	重点番号1：自家発補給契約の見直し
アクションプランの記述	
<p><b>【改革の方向性】</b>            自家発等の保有者は、発電機を系統に連系する際の事実上の要件として、自家発の故障等に備えた自家発補給契約（バックアップのための売電契約）を電力需給契約とセットで締結することを求められている。自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向でルールを見直す。</p> <p><b>【検討の対象】</b>            対象：ガイドライン等で手続等を明記の上、関係事業者の適切な対応を促す            検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b>            ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目            ・23年度中に結論、速やかに措置。</p>	
検討状況	
①検討未着手 <span style="border: 1px solid black;">②省内で検討中</span> ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
<p>経済産業省において、電気事業者（一般電気事業者、特定規模電気事業者）等に対するヒアリングを実施しつつ、論点を整理し、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向でのルール見直しの具体的内容について検討中。</p>	
スケジュール等	
23年度中に結論を得て、速やかに措置	



項目名	重点番号2：インバランス料金の引き下げ
アクションプランの記述	
<p><b>【改革の方向性】</b>            発電事業者の事故時のリスクを低減させ、自家発電等の積極的な活用を図る観点から、夜間等、需要の低い時期等において、特定規模電気事業者及び卸電力取引所利用時の託送に係る同時同量ルールに基づくインバランス料金の水準を客観的データに基づいて大幅に引き下げ、その関連データを公開する方向で見直す。</p> <p><b>【検討の対象】</b>            対象：ガイドライン等で手続等を明記の上、一般電気事業者の託送供給約款の改定を促す            検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b>            ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目            ・23年度中に結論、速やかに措置。</p>	
検討状況	
①検討未着手 <b>②省内で検討中</b> ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
経済産業省において、省令改正に向けて、インバランス料金引き下げの対象となる期間や引き下げ額など制度見直しの具体的内容について客観的データに基づき検討中。	
スケジュール等	
年度内目途：パブリックコメント等所要の手続を経て省令改正 来夏まで：ガイドライン等で手続等を明記の上、一般電気事業者の託送供給約款の改定を促す	

項目名	重点番号3：自家発余剰電力の有効活用
アクションプランの記述	
<p><b>【改革の方向性】</b>            電力需給が逼迫している中で、需要家が自家発で発電した電気を、電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することなどにより、需要家による節電の取組の選択肢を拡大する。</p> <p><b>【検討の対象】</b>            対象：一般電気事業者による運用            検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b>            ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目            ・速やかに結論、年内に措置（今冬の需給対策としても活用）。</p>	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 <b>⑤措置済み</b>	
<p>経済産業省において、自家発余剰電力の有効活用策を実施する際に論点となる事項について検討を行い、数値目標付の節電要請を受けた需要家等が、自社や子会社等の別の需要地にある自家発を活用して節電目標を達成したいと考える場合に、節電要請を行っている電力会社が、需要家の依頼を受けて自家発余剰電力を買い取る一方、当該需要家は、買取り分を節電目標達成のための節電分にカウントすること（節電みなし）を可能とするため、具体的な手続の指針を示した事務連絡を公表。</p>	
スケジュール等	
・本年11月中旬：事務連絡「節電要請時における自家発の活用拡大策について」を公表	

項目名	重点番号4：送電における広域的運用の実施
アクションプランの記述	
<p><b>【改革の方向性】</b></p> <p>再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力（余剰電力発生時等の下げしろ）等も活用することにより、風力発電の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。</p> <p>中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発電等を活用した広域的な電力供給を更に促すため、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。</p> <p><b>【検討の対象】</b></p> <p>対 象：一般電気事業者による運用          検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目</li> <li>・（前段）23年度中に結論、速やかに措置。</li> <li>・（後段）23年度中に検討開始。</li> </ul>	
検討状況	
<p>① 検討未着手   ②省内で検討中   ③公の場で検討開始   ④結論公表   ⑤措置済み</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（前段）電力会社3社（北海道電力、東北電力、東京電力）は、既設地域間連系線の活用と風力発電出力制御技術の組み合わせによる風力発電の導入拡大のための実証試験を行う旨を公表しており、23年度中に実施体制の枠組みについて整理、公表する。</li> <li>・併せて、出力変動に対する調整力（電圧、周波数の調整）に関する運用の詳細について検討を進め、それと並行して、この運用見直しの効果に今後見込まれる域内送電網や地域間連系線の整備も加味した連系可能量の更なる拡大についても検討を行い、その内容を公表する。その内容を一般電気事業者による風力発電の連系可能容量の検証を行っているESCJの「風力発電連系可能量確認WG」で考え方や合理性を確認する等により、風力発電の導入量を更に拡大するための取組を具体化していく。</li> </ul> <p>※ESCJ：電気事業法で定められた送配電の運用・管理を行う中立機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（後段）「電力システム改革に関するタスクフォース」において電力システム改革に関する論点の整理を目的として有識者等との意見交換を実施中。年内に論点整理を取りまとめる予定。</li> </ul>	

#### スケジュール等

- ・（前段）電力会社3社（北海道電力、東北電力、東京電力）による取組につき、公表済み（平成23年9月）。23年度中に実施体制の枠組みについて整理、公表。
- ・ 23年度中にE S C Jの「風力発電連系可能量確認WG」において風力発電の連系可能量の拡大の量の検討を行い、その結果を公表。
- ・（後段）総合資源エネルギー調査会総合部会の下に「電力システム改革専門委員会」を設置し、年明け以降、電力システム全般の在り方に関する議論の中で更に検討していく予定。